

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和元年度
計画主体	敦賀市・小浜市・美浜町・ 高浜町・おおい町・若狭町

## 嶺南地域鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 所在地 電話番号 FAX番号 メールアドレス	敦賀市産業経済部農林水産振興課 福井県敦賀市中央町2-1-1 0770-22-8130 0770-22-8169 nourin@ton21.ne.jp	担当部署名 所在地 電話番号 FAX番号 メールアドレス	美浜町産業振興課 福井県三方郡美浜町郷市25-25 0770-32-6706 0770-32-6050 sangyo@town.fukui-mihama.lg.jp
担当部署名 所在地 電話番号 FAX番号 メールアドレス	小浜市産業部農林水産課 福井県小浜市大手町6-3 0770-53-1111 0770-53-0742 nourinsuisan@city.obama.fukui.jp	担当部署名 所在地 電話番号 FAX番号 メールアドレス	高浜町産業振興課 福井県大飯郡高浜町宮崎86-23-2 0770-72-7705 0770-72-4000 machi2@town.takahama.fukui.jp
○代表 担当部署名 所在地 電話番号 FAX番号 メールアドレス	おおい町農林水産振興課 福井県大飯郡おおい町本郷136-1-1 0770-77-4055 0770-77-1289 nosui@town.ohi.lg.jp	担当部署名 所在地 電話番号 FAX番号 メールアドレス	若狭町農林水産課 福井県三方上中郡若狭町中央1-1 0770-45-9102 0770-45-1115 nosui@town.fukui-wakasa.lg.jp

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、中獣類（ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、アナグマ、その他狩猟獣）、カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、カワウ、アオサギ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	敦賀市・小浜市・美浜町・高浜町・おおい町・若狭町

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品目	被害数値		
		被害金額	被害面積	備考
イノシシ	イネ、他	8,715 千円	5.54ha	
ニホンジカ	イネ、他	1,563 千円	1.14ha	
ニホンザル	イネ、他	5,846 千円	2.46ha	
複合	イネ、他	4,602 千円	2.58ha	
その他	果樹、他	1,285 千円	0.8ha	
合計		22,012 千円	12.52ha	

### (2) 被害の傾向

◆イノシシ	
嶺南6市町 共通の傾向	<ul style="list-style-type: none"> <li>金網柵等の柵の設置による対策とともに被害が減っている地域もあるが、全体的は横ばい傾向であり、終息には至っていない。</li> <li>被害金額・面積は、全体的にはゆるやかな増加傾向にある。</li> </ul>
敦賀市	<ul style="list-style-type: none"> <li>山際を中心に、市域全体で稲の食害や稲の倒伏被害、畦、土手等の掘り返し等のイノシシ被害が発生している。</li> <li>継続した捕獲を行っているが、山から離れた農地まで出没している。</li> </ul>
小浜市	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体的に被害は減少傾向にあるが、水稻の倒伏や野菜の食害などの被害が継続しているほか、畦や土手の掘り起こしなど農地の破壊もみられる。</li> </ul>
美浜町	<ul style="list-style-type: none"> <li>金網柵の設置が進むとともに被害は減っている。</li> <li>一方、管理が行き届かない集落や、水路・道路などで防御しきれていない集落・場所では被害の低減には至っていない。</li> </ul>
高浜町	<ul style="list-style-type: none"> <li>イノシシによる被害は横ばい傾向が続いている。</li> <li>イノシシの捕獲数はゆるやかに減少。</li> <li>農地以外にも、畦、石垣の掘り起こしの被害が発生している。</li> </ul>

おおい町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水田の水稲被害、畑の野菜食害など、イノシシによる被害は、依然として残る。また、畦等が破壊される被害も発生する。</li> <li>・イノシシの捕獲数は増えているが、被害減少に実感が無い。</li> </ul>
若狭町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物の食害や倒伏被害が発生しており、被害が収まらない。</li> <li>・畦や土手等の掘り起こしによる被害も生じている。</li> </ul>
◆ニホンジカ	
嶺南6市町 共通の傾向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金網柵等の設置による対策とともに農地における被害は減っている地域もあるが、被害の終息には至っていない。</li> <li>・山林での被害は収まっておらず、一部では土砂崩壊による漁場被害や林道の崩落などの被害に至っている地域もある。</li> </ul>
敦賀市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金網柵の設置や捕獲により被害は減っている。</li> </ul>
小浜市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山際に金網柵が設置されている地域では集落内や農地への出没は減少しているが、山林では至るところで樹皮剥ぎや下草の減少がみられる。</li> </ul>
美浜町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金網柵の設置により集落での被害は減っている。</li> <li>・一方、山林ではシカの被食で下草がなくなり、一部地域ではシカの食害に起因すると思われる斜面崩壊が発生している。</li> </ul>
高浜町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット柵の設置による対策とともに被害が減少している地域もあるが、集落点検で不備のある集落では被害もあり、被害の終息には至っていない。</li> </ul>
おおい町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金網柵の設置以降、水田への被害は少なくなった。</li> <li>・依然として、田畑への侵入が見受けられる。</li> </ul>
若狭町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金網柵を設置し、管理が行われている集落では被害は減少している。</li> <li>・一方、点検に不備のある集落や、金網柵未設置地域では被害が発生している。</li> </ul>
◆ニホンザル	
嶺南6市町 共通の傾向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嶺南地域全体としてサルによる被害は依然として多く、軽減される傾向はみられず拡大する傾向がみられる。住民からの苦情も多い。</li> <li>・農地での被害のほか、家庭菜園や家屋の破損などの生活被害に加え、通行人にケガを負わせるなどの事故も発生している。</li> <li>・農地に限らず、市街地でもハグレザルが出没し、家屋被害が発生することもある。</li> </ul>
敦賀市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サルによる農作物被害は、依然として多い。</li> <li>・山間部集落に複数等で出没し、農作物に被害を及ぼしている。</li> <li>・時折、市街地にハグレザルが出没することもある。</li> </ul>
小浜市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの苦情が一番多く聞かれる。</li> <li>・家庭菜園や果樹類の被害のほか、家屋への侵入など生活環境への影響も発生している。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年は、市街地へ群れで出没するようになり、住民の不安が拡大している。</li> </ul>
美 浜 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サルによる被害は、依然として多い（高い状態で横ばい）。</li> <li>・家庭菜園での被害が多い。</li> <li>・民家屋根を走り回る騒音被害等も発生している。</li> </ul>
高 浜 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サルによる被害は、依然として多い（高い状態で横ばい）。</li> <li>・水田二番穂の対策は、集落点検を通じて浸透しつつある。</li> <li>・一部集落では大量に捕獲しているものの被害は収まらない。</li> </ul>
お おい 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サルによる被害は依然として残る。</li> <li>・電気柵で囲まれていない個人の畑での被害が多い。</li> <li>・民家屋根の瓦を落とすなどの生活被害も発生している。</li> </ul>
若 狭 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サルによる被害は、依然として多い。</li> <li>・梅畑、梨畑での農作物被害が収まらず、家庭菜園被害も多い。</li> <li>・民家屋根を走り回る騒音被害や傷害事故もしばしば発生する。</li> </ul>
◆中獣類（ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、アナグマ、その他狩猟獣）	
嶺南 6 市町 共通の傾向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嶺南地域全体として中獣類による農作物や家庭菜園の被害が発生している。</li> </ul>
敦 賀 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハクビシンによる農作物被害、家屋侵入の被害が多数発生している。</li> </ul>
小 浜 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭菜園被害のほか、家屋侵入被害が発生している。</li> <li>・近年、市内の河川やため池等でヌートリアが目撃されるようになった。</li> </ul>
美 浜 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハクビシンによる家庭菜園被害、家屋侵入被害が収まらない。</li> <li>・アライグマの発生は少ない。</li> </ul>
高 浜 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハクビシンによる家屋侵入被害が発生する。</li> </ul>
お おい 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハクビシンなどによる畑作物の被害が発生する。</li> </ul>
若 狭 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭菜園被害、家屋侵入などの被害報告が近年増加傾向にある。</li> </ul>
◆その他鳥獣	
共通の傾向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ツキノワグマ、カラス類、カワウなどによる被害が時折発生する。</li> </ul>
敦 賀 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カラス類については、初夏に営巣地付近での生活環境被害が多い。</li> <li>・カワウによるアユの食害が発生している。</li> </ul>
小 浜 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落付近でツキノワグマの目撃が増加傾向にある。</li> <li>・カラス類による直播水田の食害が発生している。</li> <li>・カワウにより、アユ等の川魚の減少が懸念される。</li> </ul>
美 浜 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部地域でカラス類が大量出没する。</li> <li>・カワウ、アオサギによるアユの被害が発生する。</li> </ul>
高 浜 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ツキノワグマの目撃情報が頻繁に寄せられる。</li> </ul>

おおい町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カラス類が春先に大量出没し水田での捕食被害が発生する。</li> <li>・河川でのカワウやアオサギによるアユの被害が発生する。</li> </ul>
若狭町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ツキノワグマの目撃情報が頻繁に寄せられる。また、カワウによる北川のアユ被害、カラス類による生活環境汚染も報告される。</li> </ul>

### (3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和元年度)	計画終了時値 (令和4年度)
被害金額	22,012 千円	19,810 千円
被害面積	12.52 ha	11.25 ha

※ イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、中獣類、カラス類、カワウ、アオサギによる被害

### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>◆嶺南地域全体 [捕獲に関する仕組みの整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・嶺南地域6市町とも「鳥獣被害対策実施隊」を設置しており、有害鳥獣の捕獲を実施している。</li> <li>・市町ごとの捕獲従事者の実情にあわせて有害鳥獣捕獲隊の編成や捕獲補助者を導入し、捕獲効率の向上に努めてきた。</li> <li>・嶺南地域有害鳥獣対策協議会・会議において、捕獲技術に関する情報交換、捕獲頭数の調整等をしている。</li> <li>・有害捕獲した鳥獣の大半は、有害鳥獣処理施設（若狭町海士坂）にて焼却処分を行っている。</li> <li>・有害捕獲した鳥獣の一部は食肉加工処理施設により食肉加工に取り組んでいる。</li> <li>・6市町協働で捕獲に関する研修会（「鳥獣被害をみんなで身近に考える研修会」を毎年テーマを変えて実施）を経年で実施しており、若者向け・農家向けの呼び込みに取り組んでいる。 → 焼却処理施設の設置により、捕獲従事者による捕獲後の処理負担が減っており、捕獲意欲の向上につながっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれの市町においても、有害鳥獣の捕獲従事者の高齢化に伴う後継者育成が必要。</li> <li>・有害鳥獣の捕獲個体数の増大による財政、労力の負担が増加。</li> </ul>

	<p>→ 以前は埋設処分により住民からの苦情があったが、現在はなくなった。</p> <p>→ 食肉加工施設による適法なジビエ肉が提供されることによりジビエ肉の普及が広がり、鳥獣被害対策への関心も高まりつつある。</p> <p>→ イノシシ・シカの捕獲頭数は全体として増加傾向にある。</p> <p>→ 狩猟免許取得者（銃・わなとも）は増加傾向にある。</p> <p>[捕獲そのものへの取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部地域において、隣接する市町で情報を共有しながらサルの捕獲に取り組んだ。</li> <li>→ 明確な効果の向上には至らなかった。</li> </ul>	
	<p>◆敦賀市</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敦賀市鳥獣被害対策実施隊を設置（平成24年3月）し、猟友会支部と協働して有害鳥獣の捕獲に取り組んでいる。 ※実施隊員数：4名</li> <li>・有害鳥獣捕獲隊を編成し、捕獲活動、パトロールを実施している。 ※捕獲隊員数：37名</li> <li>・サルの効果的な捕獲について、市域での調査研究を実施した。 →イノシシ、シカ、サルの捕獲頭数は年々増加している。特に、サルについては大型捕獲檻を設置して大量捕獲を図っている。</li> <li>・ジビエ料理の普及を促進するため、シカ肉料理ワークショップを実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ぐるみでの追払い活動等への意識が低下しており、捕獲に頼る傾向がある。</li> <li>・捕獲従事者を確保すること。</li> </ul>
	<p>◆小浜市</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小浜市鳥獣被害対策実施隊を設置（平成24年3月）し、猟友会と連携して有害鳥獣の捕獲に取り組んでいる。 ※実施隊員数：7名（行政含む）</li> <li>・有害鳥獣捕獲隊を編成し、有害鳥獣の捕獲を実施している。 ※捕獲隊員数：50名（イノシシ・シカ） →イノシシの捕獲頭数は減少傾向であったが、豚熱による捕獲強化のため、令和元年度は増加に転じた。 →シカは 1,000 頭/年を超える捕獲が</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲従事者を確保すること。</li> </ul>

	<p>続いており、嶺南地域の中で高い水準を維持している。</p> <p>→サルの効果的な捕獲のため、大型捕獲檻を導入した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣捕獲後の獣肉利活用として、イベント等でのジビエ料理試食、小中学校でのジビエ給食提供などの普及活動を行なっている。</li> <li>・他の市町や県と連携し、捕獲の担い手確保に関する研修会や催しを実施し、普及啓発に取り組んでいる。</li> </ul>	
	<p>◆美浜町</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・美浜町鳥獣被害対策実施隊を設置し（平成 26 年 4 月）、猟友会支部と協働して有害鳥獣の捕獲に取り組んでいる。</li> </ul> <p>※実施隊員数：12 名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣捕獲隊を編成し、捕獲、わなの点検等を実施している。</li> </ul> <p>※捕獲隊員数：46 名</p> <p>→イノシシの捕獲数は増加傾向にある。</p> <p>→シカの捕獲数は減少傾向にあり、平成 28 年度以降は 800 頭/年 前後の捕獲数となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲従事者を確保すること。</li> <li>・捕獲頭数が減少してきているが、その要因がモチベーションの低下なのか、個体数の減少なのか、原因の特定ができない（糞塊調査による変動はみられない）。</li> </ul>
	<p>◆高浜町</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高浜町鳥獣被害対策実施隊（平成 24 年 3 月）を設置し、有害鳥獣の捕獲に取り組んでいる。</li> </ul> <p>※実施隊員数：25 名 （銃・4 名、わな 25 名）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年度に、捕獲隊員すべてを実施隊に変更。</li> <li>・捕獲補助者を設置し、捕獲檻の餌やり、見回りなどの檻の管理を実施している。</li> </ul> <p>※捕獲補助者数：66 名</p> <p>→捕獲従事者数は減少しているが、継続して取り組む方も多い。</p> <p>→シカの捕獲頭数は、毎年増加傾向にある。</p> <p>→サルの捕獲頭数は平成 26 年度より高い水準となり、継続して 100 頭/年以上と、嶺南地域のなかで群を抜く捕獲</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲従事者を確保すること。</li> </ul>

	<p>数となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲した有害獣を食肉加工する若狭高浜いのしかいが事業主体の食肉加工施設の設置（平成 30 年度）。今後、普及啓発に取り組む予定。</li> </ul>	
	<p>◆おおい町</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・おおい町鳥獣被害対策実施隊を設置（平成 23 年 3 月）し、猟友会支部と協働して有害鳥獣の捕獲に取り組んでいる。</li> <li>※実施隊員数：45 名</li> <li>・捕獲補助員を設置し、捕獲檻の餌やり、見回りなどの檻の管理を実施している。</li> <li>※捕獲補助員：町内数集落</li> <li>・年間を通じて有害駆除期間として捕獲に取り組んでいる。</li> <li>→イノシシ、シカとも、毎年多くの個体を捕獲しており、嶺南地方において高い水準を維持している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲従事者を確保すること。</li> </ul>
	<p>◆若狭町</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若狭町鳥獣被害対策実施隊を設置（平成 24 年 3 月）し、猟友会支部と協働して有害鳥獣の捕獲に取り組んでいる。</li> <li>※実施隊員数：11 名</li> <li>・有害鳥獣捕獲隊を編成し、捕獲、わなの点検等を実施している。</li> <li>※捕獲隊員数：11 名</li> <li>・捕獲補助員を設置し、捕獲檻の餌やり、見回りなどの檻の管理を実施している。</li> <li>※捕獲補助員数：49 名</li> <li>→イノシシ、シカとも高い捕獲個体数の状態を維持している。</li> <li>・捕獲した有害鳥獣を食肉加工する「若狭ジビエ工房」を設置し、ジビエ肉の加工処理を行うほか、各種イベントへのジビエ料理の試食提供などにより普及啓発に取り組んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲従事者を確保すること。</li> <li>・被害の及ばない地域や、農業者以外の人々と被害者との間に温度差があるため、集落一体となった対策が打ち出せない。有害鳥獣対策について共通意識を持ち、追払いや集落点検など、地域全体が協力しあえる雰囲気醸成が課題である。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<p>◆嶺南地域全体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・嶺南地域全体で、山際を中心に金網柵による防護が進められてきている。地域によっては、ネット柵と電気柵を組み合わせた対策が進められてきてい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金網柵を設置した場所では、維持管理の実施有無によりその後の被害発生の有無に影響を及ぼしている。</li> </ul>



<p>( 追上げ 追払い活 動、放任 果樹の除 去 等 含 む )</p>	<p>る。 →防護柵を設置した地区では、農業被害・生活被害とも減じている。</p>	<p>点検・草刈り等の管理を実施している集落では機能が維持されているものの、そうでない集落では被害が収まっておらず、今後の管理体制の強化が課題である。</p>
	<p>◆敦賀市</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年度末までに、山際を中心に約 45 kmの金網柵を設置。 ※金網柵の設置は、農家組合長からの要望により対応している。</li> <li>・集落からの希望により、獣種に応じた電気柵を補助。</li> <li>・追払い活動に使用する爆竹等を補助。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金網柵の整備が必要な地域であっても、人手不足や資金不足により整備ができない現状がある。</li> <li>・電気柵については、効果的かつ安全に運用するための普及啓発を要する。</li> </ul>
	<p>◆小浜市</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 年度末で、山際での金網柵の設置はほぼ完了した。</li> <li>・現在は県単事業を活用し、今までは条件に合致せず設置が見送られていた地域への金網柵の設置を実施する。 ※金網柵の設置は、集落（区長又は農家組合長）からの要望により対応している。</li> <li>・設置した金網柵は集落と市の間で管理協定を締結して適正な管理に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・侵入防止効果が維持できるよう、有害捕獲や侵入防止柵の適正な管理をするとともに、集落ぐるみで鳥獣を寄せつけない等、地域に定着した取り組みが必要である。</li> </ul>
	<p>◆美浜町</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度以降、金網柵の設置を推進してきており、平成 30 年度までに約 60 kmの設置が終了する見込み（美浜町全体の農地を概ね囲ったこととなる）。 →集落によっては、収穫量が回復できたとの報告がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理に積極的でない集落では、被害の減少に至っていない（設置時に管理の必要を伝えているが、行き届かない）。</li> </ul>
	<p>◆高浜町</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット柵、電気柵を中心に、集落からの要望に応じて設置してきている。</li> <li>・平成 29 年度より全集落対象の鳥獣被害集落点検を進めている。あわせて農家と一緒に電気柵の点検やカキの木等の放置果樹の伐採・剪定作業（平成 29 年調査結果放置果樹 563 本）にも取り組んでいる。</li> <li>・ネット柵等も破壊しても補修して継続した管理はできており、被害軽減につ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット柵、電気柵とも集落点検を定期的には実施できていない集落は、設置方法の理解が低く、防護柵設置の効果を得るに至っていない。</li> </ul>

	<p>ながっている。 →放置果樹の伐採・剪定を平成 30～令和元年に約 200 本実施、当該地域における集落内でのツキノワグマの出没が減った。</p>	
	<p>◆おおい町</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 23～27 年度の 5 年間で、157 km の山際で金網柵を設置（町内全域）。</li> <li>・金網柵は、町と集落との協定のもと、集落にて日常管理されている。 →農業、生活環境とも、被害が大幅に減じられたことが町民の実感として得られている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金網柵の耐用年数は 14 年であり、その後の対策の検討を要する。</li> </ul>
	<p>◆若狭町</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金網柵を集落からの要望に応じて設置してきている。 →金網柵を設置した山際では農業被害は減っている。</li> <li>・サル被害対策のため、一部の集落において集落内でサルを誘引している野菜くずの撤去等呼びかけ、撤去された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な集落パトロールの実施などによる管理の手が十分に行き届いていない。</li> <li>・金網柵を施工したにもかかわらず防除成果が上げられない集落のモチベーションの維持。</li> </ul>
その他の組 取	<p>◆敦賀市</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市域の全山際集落を対象に、鳥獣被害の現状と誘引物等を把握する集落調査を実施して GIS 上に情報をとりまとめ、今後の計画的な鳥獣被害対策の基礎資料を整備した。</li> </ul> <p>◆高浜町</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の全山際集落を対象に、鳥獣被害の現状と誘引物等を把握する集落調査を実施して GIS 上に情報をとりまとめ、今後の計画的な鳥獣被害対策の基礎資料を整備し、年度ごとの集落点検の結果を反映・更新。</li> <li>・上記点検結果をもとに、「高浜町鳥獣被害対策総合計画推進協議会」を年数回実施した。</li> </ul> <p>◆おおい町</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内全域での金網柵設置に先駆け、町内全集落を対象に、鳥獣被害の現状と誘引物等を把握する集落調査を実施して地図上に情報をとりまとめ（GIS を活用）、今後の計画的な鳥獣被害対策の基礎資料を整備した。</li> </ul>	

(5) 今後の取組方針

<p>嶺南 6 市町 共通の取組</p>	<p>◆仕組みに関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各市町の被害の状況や被害防止対策（被害防止柵や有害捕獲等）の実施状況等の情報交換を行う。 ⇒広域的な取組ができるところは連携を図り、対策を効果的に実施する。</li> </ul> <p>◆捕獲に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>捕獲に関する考え方（有害捕獲、個体数調整の違い）を捕獲従事者に周知し、農業被害に応じた捕獲を推進する。</li> <li>焼却処理施設と食肉加工処理施設について、その運営や体制整備等を連携して行ない、有害捕獲を推進する。さらに、先進的な減容化処理の導入可能性を調査・検討する。</li> <li>全市町を通じて捕獲の担い手は減少傾向にあるため、捕獲の担い手を確保するための研修会等を継続的に実施する。</li> </ul> <p>◆防護に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金網柵を中心に防護柵の設置が進んでいるが、管理が進まず機能が維持できていない集落が多い。 ⇒チェックと修理等の管理体制を強化する。</li> </ul> <p>◆生息地管理に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>野生獣を集落に引き付けないよう、野菜くずを農地に放置しないこと、果樹の取り残しをしないこと、水田稲作地においては二番穂を発生させないことなど、農家、非農家を問わず呼びかける。</li> <li>森林の林縁部を中心に、野生獣のすみか・隠れ場所とならないよう、緩衝帯整備を検討・実施を推進する。</li> </ul> <p>◆獣種ごとに取り組む事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サルによる被害が広域にわたって発生し、これまでの対策では十分に収まっていない。 ⇒嶺南一体となった対策を推進する。 ⇒サルの生息状況を調査するとともに、被害の内容、発生時期によって被害地域の対策の方針を立て、地域住民への普及啓発活動を実施することで、効果的な捕獲と集落への定着を排除する。</li> </ul>	
<p>敦賀市</p>	<p>防護柵</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集落からの要望に基づき設置補助を行って金網柵、電気柵等の侵入防止柵を延伸する。</li> <li>定期点検を推奨し、防護柵の適切な運用を使用者に心がけてもらう。</li> </ul>
	<p>捕獲</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サルについて捕獲を強化する必要があるとあり、先進的捕獲装置を利用した、効率的な捕獲活動を行う体制づくりを目指す。</li> </ul>
	<p>生息地管理等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ぐるみでの追払い、追い上げ活動を推進する。</li> <li>取り残し果樹や野菜や水田の二番穂を放置しないなど、獣を寄せ付けない環境づくりを推進する。</li> </ul>
<p>小浜市</p>	<p>防護柵</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山際の設置は概ね完了しているが、引き続き、集落からの要望に基づき、電気柵や金網柵の設置に取り組む。</li> </ul>

	捕獲	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害鳥獣の捕獲については、猟友会、住民、行政がそれぞれの役割を行ない、連携しながら継続していく必要がある。</li> </ul>
	生息地管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>野菜くずや放置果樹等、集落周辺にある獣の餌になりそうなものを撤去するなど、環境改善に努める。</li> <li>サルに関しては、テレメトリ調査に基づき、効果的な対策を講じる。</li> </ul>
美浜町	防護柵	<ul style="list-style-type: none"> <li>金網柵が設置可能な場所への設置は概ね完了している。そこで、今後は金網柵の“機能強化”に取り組む。 例：扉の増設、柵の延伸（補助対象として対応）</li> </ul>
	捕獲	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業者を中心に狩猟免許の取得を呼びかける。特に、新規就農者の若い年代に対して狩猟免許の取得を呼びかけ、捕獲の担い手の永続的確保を図る。</li> <li>ICTを活用した大量捕獲檻や、各捕獲隊員に貸し出しをしている捕獲檻等を組み合わせて農地や集落周辺に出没する有害鳥獣の捕獲を継続する。</li> </ul>
	生息地管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害鳥獣対策の集落推進リーダーを中心とした集落ぐるみの取組として有害鳥獣の追払いや、有害獣侵入防止柵の維持管理・管理の徹底を図る。また、圃場の野菜くずの除去、放置果樹の伐採など人の居住空間に野生動物を近寄らせない環境づくりが重要であることを、集落に対して発信していく。</li> </ul>
高浜町	防護柵	<ul style="list-style-type: none"> <li>既往の防護柵が効果的に設置されているか集落点検を行いながら、まずは、既往の防護柵を機能向上する。</li> <li>自主的な点検・管理が見込まれる集落を対象に、地形等の地域特性に応じた防護柵を集落に提案し、行政支援の下で導入する。</li> </ul>
	捕獲	<ul style="list-style-type: none"> <li>捕獲体制を見直すとともに、新たな捕獲の担い手を確保する。</li> <li>捕獲方法については、有害捕獲と個体数調整捕獲等の考え方を理解し、効果的な捕獲につなげていく。</li> <li>サルの捕獲については、テレメトリ調査等と連動させ、効果的な捕獲管理を目指す。</li> <li>獣肉の有効活用。</li> </ul>
	生息地管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>サルの誘引物となる野菜くずや放置果樹の撤去を進める。</li> <li>イノシシ、シカ、サルの誘引物となる水田の二番穂について、JAとも連携して秋起こし等の対策につなげる。</li> </ul>
おおい町	防護柵	<ul style="list-style-type: none"> <li>集落による金網柵の適正管理及び破損個所の修繕を推進する。</li> <li>サル用複合柵設置を推進する。</li> </ul>
	捕獲	<ul style="list-style-type: none"> <li>サルの対策については、発信器取付によるテレメトリ調査等により町内に生息するサル群れの分布を把握し、“サル群れの管理”に努める。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・サル捕獲の強化を要すると考える。ICT 大型檻を活用した大量捕獲を推進するとともに小型檻で少しでも捕獲する。</li> <li>・柵の里側に生息する個体の捕獲。</li> <li>・獣肉の有効活用（止めさし方法の講習会や簡易処理施設の設置検討）。</li> </ul>
	生息地管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作放棄地などの適正管理。</li> </ul>
若狭町	防護柵	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落からの要望に基づき、長期整備計画を立て、町内の山際全体を囲う。</li> <li>・金網柵の更新時期に達しているものは、適宜変更を行う。</li> </ul>
	捕獲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銃が取り扱える捕獲従事者を確保する。</li> <li>・捕獲補助隊員を充実させ、組織的な捕獲業務に取り組めるようにする。</li> </ul>
	生息地管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害集落による自力防除活動の啓発を行う。特に、サルやツキノワグマを誘引する野菜くずや放置果樹、水田二番穂などの適正管理や、加害鳥獣の生態・追払い方法などの知識・技能習得を支援するなど、獣害に強い集落づくりに取り組む。</li> </ul>

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

嶺南6市町 共通の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施隊、有害鳥獣捕獲隊、捕獲補助員等、市町の状況に応じて整えてきた捕獲体制を維持する。</li> <li>・市町間で情報共有しながら、より有効な捕獲体制を模索する。</li> </ul>	
敦賀市	敦賀市鳥獣被害対策実施隊 [市職員：4名、猟友会：1名]	4名 ・捕獲計画、作業支援
	有害鳥獣捕獲隊	37名 ・有害鳥獣捕獲 ・パトロール
小浜市	小浜市鳥獣被害対策実施隊 [市職員：4名、猟友会：3名]	7名 ・捕獲等緊急対応 ・有害鳥獣捕獲
	有害鳥獣捕獲隊 ※他、有害鳥獣捕獲補助員	50名 ・有害鳥獣捕獲
美浜町	美浜町鳥獣被害対策実施隊 [役場職員：3名、猟友会：9名]	12名 ・有害鳥獣捕獲
	有害鳥獣捕獲隊	46名 ・有害鳥獣捕獲 ・わな等点検

高 浜 町	高浜町鳥獣被害対策実施隊 [役場職員若干名、民間隊員]	25名	・有害鳥獣捕獲 ・わな等点検
	捕獲補助者	66名	・捕獲檻の餌やり ・捕獲檻見回り
お おい 町	おおい町鳥獣被害対策実施隊 [役場職員：7名、猟友会：38名]	45名	・有害鳥獣捕獲
	捕獲補助員	数集落	・捕獲檻見回り等
若 狭 町	若狭町鳥獣被害対策実施隊 [役場職員：3名、猟友会：11名]	14名	・有害鳥獣捕獲
	有害鳥獣捕獲隊 ※他、有害鳥獣捕獲補助員（49名）	11名	・有害鳥獣捕獲 ・わな等点検

注：人数は、令和元年4月時点の数字を掲載している。

## (2) その他捕獲に関する取組

年度	取組内容	
令和 2 ～ 4 年	嶺南6市町 共通の取組	◆捕獲機材の導入 ・獣種ごとに、捕獲目的（有害捕獲、個体数調整の区別）を明らかにしながら、目的ごとの効果的な捕獲方法を導入する。 ・6市町間で、農地被害を及ぼす野生獣の出現状況を情報共有し、必要な捕獲機材の導入を検討する。
		◆捕獲の担い手の確保 ・野生獣の捕獲技術向上と新たな捕獲担い手を確保するため、それぞれを目的とした研修会を実施する。 ・一般市民からの捕獲担い手を確保するとともに、農家自ら捕獲に携わるよう普及啓発を推進し、捕獲への理解と参加を促す。
	敦 賀 市	ニホンザル ・ 集落の追払いや、誘引物の除去、集落点検による被害防除意識の醸成。 ・ 大量捕獲装置を導入し、加害個体群の減少を目指す。
		対象鳥獣 全 　　て ・ 将来の捕獲担い手問題対策として、若い世代の狩猟者に対し捕獲隊員への参加を呼びかけ、若手狩猟者の育成の機会を図る。また、狩猟免許の新規取得者を募るとともに、その支援を行う。 ・ ICT を利用した捕獲装置や捕獲情報通知システムを導入することで、捕獲を効率化する。
	小 浜 市	ニホンザル ・ サル群れのテレメトリ調査を実施して行動範囲や頭数などを把握し、効果的な捕獲や追払いに役立てる。
		対象鳥獣 ・ 市保有の捕獲檻の貸出制度を継続する。

	全 　　て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 狩猟免許の新規取得に関する PR 等を行い、有害捕獲隊員の担い手確保に努める。</li> <li>・ わな研修や射撃研修を開催して、捕獲の技術向上に努める。</li> </ul>
美 浜 町	イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲檻の貸出制度を継続していく。</li> <li>・ 捕獲檻を追加導入する。</li> <li>・ 捕獲研修等を開催し、隊員の技術向上に努める。</li> </ul>
	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT を活用した大量捕獲檻を引き続き活用する。</li> <li>・ サル用大型囲い罠を導入する。</li> </ul>
	中 獣 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中獣類用捕獲檻の貸出制度を継続していく。</li> <li>・ 捕獲檻を追加導入する。</li> </ul>
高 浜 町	イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT を併用した大型捕獲檻を適宜導入する。</li> <li>・ 効果的な誘引餌の設置など捕獲技術を導入する。</li> </ul>
	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT を併用した大型捕獲檻を適宜導入する。</li> <li>・ 効果的な誘引餌の設置など捕獲技術の向上</li> </ul>
	対象鳥獣 全 　　て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施隊、捕獲補助者等の仕組みを活用し、従来狩猟者と農家が連携した捕獲体制を整備する。</li> </ul>
おおい町	イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 古い檻を処分するとともに、移動しやすい 4 分割の檻の導入をすすめる。</li> </ul>
	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発信器取付により捕獲個体が所属する群れを把握しながら捕獲を推進し、“群れ管理”に取り組む。</li> </ul>
	対象鳥獣 全 　　て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若者の狩猟免許の取得について促すとともに、狩猟に関する講習会を実施し、狩猟技術の向上に努める。</li> </ul>
若 狭 町	イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 檻わなを購入し、集落や農地に出没する加害個体を捕獲するため、移動が容易であり、組み立て可能な檻の導入。</li> </ul>
	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落の追払いや、誘引物の除去、集落点検による被害防除意識を醸成する。</li> <li>・ 大型捕獲檻の導入。</li> <li>・ 深刻な被害を及ぼすハグレザルの捕獲、駆除を実施する。</li> </ul>
	カラス類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カラス類捕獲檻による集中捕獲（冬期間）。</li> <li>・ 猟友会の第一種猟銃保持者によるカラス類の一斉駆除の実施。</li> </ul>
	対象鳥獣 全 　　て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規で狩猟免許を取得する際の、事前講習会の費用を嶺南有対協が全額助成する。</li> </ul>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方  
 福井県が策定した特定鳥獣管理計画（イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル）を参考に、嶺南地域において適切な個体数を維持できるよう嶺南地域の各市町で捕獲数を調整し、計画的に捕獲を推進する。

対象鳥獣		捕獲計画数等		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	敦賀市	950	950	950
	小浜市	350	350	350
	美浜町	450	450	450
	高浜町	500	500	500
	おおい町	500	500	500
	若狭町	600	600	600
小計		3,350	3,350	3,350
ニホンジカ	敦賀市	2,100	2,100	2,100
	小浜市	1,200	1,200	1,200
	美浜町	1,000	1,000	1,000
	高浜町	500	500	500
	おおい町	1,200	1,200	1,200
	若狭町	1,300	1,300	1,300
小計		7,300	7,300	7,300
ニホンザル	敦賀市	150	150	150
	小浜市	120	120	120
	美浜町	300	300	300
	高浜町	200	200	200
	おおい町	100	120	120
	若狭町	120	120	120
小計		990	1,010	1,010
その他鳥獣	敦賀市	中獣類：100 鳥類：200	中獣類：100 鳥類：200	中獣類：100 鳥類：200
	小浜市	中獣類：200 鳥類：50	中獣類：200 鳥類：50	中獣類：200 鳥類：50
	美浜町	中獣類：100 鳥類：400	中獣類：100 鳥類：400	中獣類：100 鳥類：400
	高浜町	中獣類：100 鳥類：50	中獣類：100 鳥類：50	中獣類：100 鳥類：50
	おおい町	中獣類：100 鳥類：50	中獣類：100 鳥類：50	中獣類：100 鳥類：50
	若狭町	中獣類：130 鳥類：165	中獣類：130 鳥類：165	中獣類：130 鳥類：165



捕獲等の取組内容（わな等捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等）		
嶺南6市町 共通の取組	<p>捕獲技術向上研修会を実施し、一般市民からの捕獲従事者を増やすとともに、農家自らが参加する捕獲を推進する。実際の捕獲に際しては、対象獣種及び捕獲目的に応じた捕獲手段、実施時期、実施方法を検討したうえでの捕獲を検討する。</p> <p>◆イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加害個体を中心に捕獲できる技術（成獣捕獲及び群れ捕獲）の向上に努め、捕獲数も増やす。</li> <li>・農地に依存する加害個体を排除するため、農業被害が発生する場所近くでの捕獲に努める。</li> <li>・農地に依存させないよう農繁期以外の時期においても捕獲を推進する。</li> </ul> <p>◆ニホンジカ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山際でのシカ捕獲を推進し、農地に餌づいたシカを中心に個体数低減に導く。</li> <li>・群れ（メス個体）の捕獲に重点をおくなど、効果的・効率的な捕獲方法を検討・導入する。</li> </ul> <p>◆ニホンザル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害を及ぼすサルの群れを把握し、被害低減効果が得られる捕獲を推進する。</li> <li>・捕獲の目的を明確に位置づけ、必要な手法を導入する。</li> </ul> <p>◆中獣類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アライグマ、ハクビシン、ヌートリアなど、獣種に応じた適切な手法、時期の捕獲を推進する。</li> <li>・アライグマ、ヌートリアの特定外来種については根絶を目指す。</li> </ul>	
イノシシ	敦賀市	6月～10月（田植え～稲刈りの時期）にかけて、銃及びわなによる捕獲を行う（加害個体）。
	小浜市	6月～9月（田植え～稲刈りの時期）にかけて、銃及びわなによる捕獲を行う（加害個体）。
	美浜町	福井県特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）に基づき、必要に応じて加害個体を対象に、わな及び銃による捕獲を行う。
	高浜町	加害個体を意識した捕獲を推進する。
	おおい町	1年間すべてを有害駆除期間とすることにより、適正な個体数調整を行っていききたい。
	若狭町	加害個体を中心に、わな及び銃による捕獲を通年で行う。
ニホンジカ	敦賀市	年間を通じて銃及びわなによる捕獲を行う（加害個体）。
	小浜市	年間を通じて銃及びわなによる捕獲を行う（個体数調整）。
	美浜町	福井県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）に基づき、年

		間を通じてわな及び銃を用いて捕獲を行う。
	高浜町	山際において農地への被害を及ぼすシカの「群れ」を対象にした捕獲を推進する。
	おおい町	1年間すべてを有害駆除期間とすることにより、適正な個体数調整を行っていききたい。
	若狭町	加害個体を中心に、わな及び銃による捕獲を年間で行う。
ニホンザ	敦賀市	年間を通じて、銃及びわなによる捕獲を行う（加害個体）。
	小浜市	年間を通じて、銃及びわなによる捕獲を行う（加害個体）。
	美浜町	大型捕獲檻による効果的な捕獲を推進する。
	高浜町	大型捕獲檻の導入とテレメトリ調査を組み合わせた効果的な捕獲方法の推進。
	おおい町	1年間すべてを有害駆除期間とすることにより、適正な個体数調整を行っていききたい。
	若狭町	年間を通じて銃及びわなによる捕獲を行う。特に、餌の少ない秋～春頃にかけて、大型捕獲檻による効果的な管理捕獲を推進する。
中獣類	敦賀市	アライグマ、ヌートリアなど特定外来生物とハクビシンは、年間を通じて、それ以外の中獣類は加害個体を対象に、はこわなを用いて捕獲する。
	小浜市	アライグマ、ヌートリアなど特定外来生物とハクビシンは、年間を通じて、それ以外の中獣類は加害個体を対象に、はこわなを用いて捕獲する。
	美浜町	アライグマ、ハクビシン、ヌートリアについては、年間を通じて、また、それ以外の中獣類は、加害個体を対象に必要なに応じて、はこわなを用いて捕獲を行う。
	高浜町	捕獲研修の適宜実施による捕獲技術の向上による捕獲推進する。
	おおい町	アライグマ、ハクビシン、ヌートリアについては、1年間すべてを有害駆除期間とすることにより、適正な個体数調整を行っていききたい。
	若狭町	加害個体を中心に、年間を通じて、はこわなによる捕獲を行う。
鳥類	敦賀市	加害個体を対象に、必要なに応じて銃を用いて捕獲を行う。
	小浜市	加害個体を対象に、必要なに応じて銃を用いて捕獲を行う。
	美浜町	加害個体を対象に、必要なに応じて銃を用いて捕獲を行う。
	おおい町	1年間すべてを有害駆除期間とすることにより、適正な個体数調整を行っていききたい。
	若狭町	捕獲隊によるカラス類の一斉駆除及び集中捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
—

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

※有害鳥獣捕獲許可権限は、平成9年度に種を限定して県から各市町への権限が委譲されている。

委譲されている種は、狩猟鳥獣[ただし、ツキノワグマについては人または家畜に危害を及ぼす恐れがある時に限る、鳥類(狩猟鳥獣のうち鳥類に限る)のひな、コサギ、トビ、カワラバト(ドバト)、ウソ、オナガおよびニホンザル]である。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣		整備内容		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ ニホンジカ	敦賀市	随時対応	随時対応	随時対応
	小浜市	随時対応	随時対応	随時対応
	美浜町	随時対応	随時対応	随時対応
	高浜町	随時対応	随時対応	随時対応
	おおい町	随時対応	随時対応	随時対応
	若狭町	随時対応	随時対応	随時対応
ニホンザル	敦賀市	電気柵：656m	随時対応	随時対応
	小浜市	随時対応	随時対応	随時対応
	美浜町	随時対応	随時対応	随時対応
	高浜町	随時対応	随時対応	随時対応
	おおい町	随時対応	随時対応	随時対応
	若狭町	随時対応	随時対応	随時対応

(2) その他被害防止に関する取組

年度	取組内容	
令和 2 ～ 4	嶺南6市町 共通の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>嶺南6市町協働での鳥獣被害対策研修会を実施し、行政と農家・住民が一体となった、かつ、市町を超えた広域連携による鳥獣被害対策（侵入防御、生息地管理、加害個体捕獲）を推進する。</li> <li>嶺南6市町での鳥獣被害担当者会議をこまめに開催し、鳥獣被害の現状と対策に関する情報を細かに共有する。</li> <li>集落に獣のすみ家を与えないよう山際に緩衝帯を整備、維持する。</li> </ul>
	敦賀市	<ul style="list-style-type: none"> <li>イノシシ・ニホンジカ：市内各地域に対して、設置済みの侵入防止柵の維持管理を徹底するよう指導する。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>ニホンザル：花火を用いたサルの追払い活動や、放置果樹の除去、生ごみ等の適切な処分などにより、サルを寄せつけない集落づくりを推進。</li> </ul>
	小浜市	<ul style="list-style-type: none"> <li>イノシシ・ニホンジカ：設置済みの金網柵や電気柵の維持管理の徹底。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>ニホンザル：花火等による追払い活動や放置果樹の撤去など、集落ぐるみの取組を支援する。</li> </ul>
	美浜町	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての獣種：地域住民が主体となった防除対策の推進。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>イノシシ・ニホンジカ：集落による侵入防止柵維持管理活動の徹底。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>ニホンザル：有害鳥獣対策実施隊及び集落代表者による出没箇所の現地確認。</li> <li>圃場の野菜くずや水田二番穂、放置果樹の除去など獣を近寄らせない環境づくりの推進。</li> </ul>
	高浜町	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての獣種：農家・地域住民・事業者・行政が連携した防除対策の推進。</li> <li>野菜くずや水田二番穂、放置果樹の除去など獣を寄せ付けない環境づくりの推進。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>イノシシ・ニホンジカ：侵入防止柵の正確な利用方法の伝達と維持管理の推進。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニホンザル：住民による効果のある追い上げ活動の推進。</li> </ul>	
おおい町	<ul style="list-style-type: none"> <li>イノシシ・ニホンジカ：地元による金網柵の点検・修理等による適切な維持管理を徹底するよう推進する。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニホンザル・ツキノワグマ：収穫予定のない柿や栗、果実などの取り除きや、伐採をお願いし、誘引物を少しでも少なくする。</li> <li>「集落追払い隊」など、集落ぐるみでの追払い組織の設立を促し、「自分の農作物は自分で守る」という住民意識を醸成する。</li> </ul>	
若狭町	<ul style="list-style-type: none"> <li>イノシシ・ニホンジカ：地元による金網柵の点検・修理等による適切な維持管理の徹底。</li> </ul>	

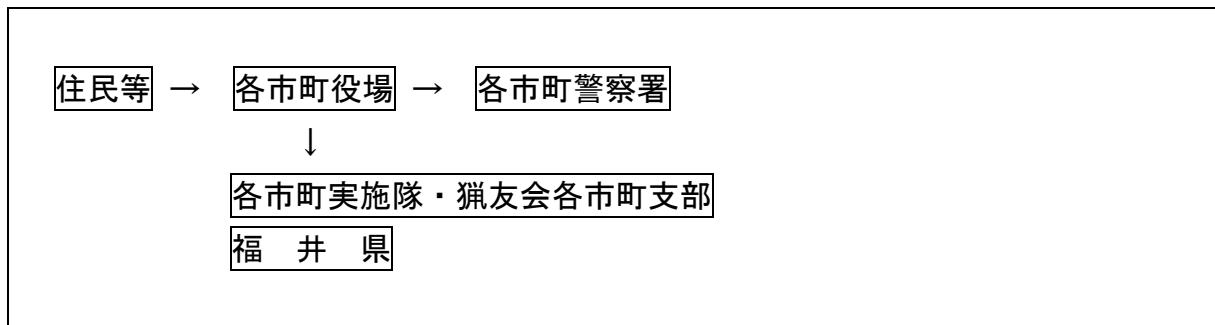
		ニホンザル	・ 花火を用いたサルの追払い活動や、各集落の農家組合や獣害対策グループ等を対象に、追払い研修や集落点検（放置果樹の除去、生ごみ等の適切な処分など）を実施。
--	--	-------	---

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
各市町担当部局	情報収集・住民への注意喚起・関係機関への連絡・捕獲等同行
各市町警察署	現場での指示・住民誘導等
猟友会各市町支部	追払い・捕獲実施
各市町実施隊	追払い・捕獲実施

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・ 食肉としての有効利用を図るための調査・研究を行いながら、これまでに建設した食肉加工施設を活用し、販路の拡大やイベント等を通じたジビエ料理の普及を行い、地域資源化を図る。
--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

・ 食肉としての有効利用を図るための調査・研究を行いながら、これまでに建設した食肉加工施設を活用し、販路の拡大やイベント等を通じたジビエ料理の普及を行い、地域資源化を図る。
--

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	嶺南地域有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
敦賀市鳥獣害対策協議会	敦賀地区の対策の計画・実施
小浜市有害鳥獣対策協議会	小浜地区の対策の計画・実施
美浜町鳥獣害対策協議会	美浜地区の対策の計画・実施
高浜町有害鳥獣対策協議会	高浜地区の対策の計画・実施
おおい町鳥獣被害防止対策協議会	おおい地区の対策の計画・実施
おおい町有害鳥獣対策協議会	おおい地区の対策の計画・実施
若狭町有害鳥獣対策協議会	若狭地区の対策の計画・実施
敦賀市	有害捕獲等対策の実施、調整、情報発信、地区協議会事務局
小浜市	有害捕獲等対策の実施、調整、情報発信、地区協議会事務局
美浜町	有害捕獲等対策の実施、調整、情報発信、地区協議会事務局
高浜町	有害捕獲等対策の実施、調整、情報発信、地区協議会事務局
おおい町	有害捕獲等対策の実施、調整、情報発信、地区協議会事務局
若狭町	有害捕獲等対策の実施、調整、情報発信、地区協議会事務局
敦賀美方農業協同組合	農作物被害の把握、被害防除の指導
若狭農業協同組合	農作物被害の把握、被害防除の指導
れいなん森林組合	森林被害の把握、被害防除の指導
福井県猟友会敦賀支部	有害捕獲の実施、生息状況の把握
福井県猟友会美浜支部	有害捕獲の実施、生息状況の把握
福井県猟友会若狭支部	有害捕獲の実施、生息状況の把握
福井県猟友会小浜支部	有害捕獲の実施、生息状況の把握
福井県猟友会大飯支部	有害捕獲の実施、生息状況の把握
福井県猟友会高浜支部	有害捕獲の実施、生息状況の把握
福井県嶺南振興局	農作物被害・森林被害の防除技術指導、助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福井県嶺南振興局 林業水産部林業・木材活用課	被害対策の助言、広域的な情報の提供
福井県嶺南振興局 農業経営支援部技術経営支援課	被害対策の助言、広域的な情報の提供
福井県嶺南振興局 二州農林部技術経営支援課	被害対策の助言、広域的な情報の提供
福井県嶺南牧場	被害対策の助言、広域的な情報の提供
福井県農林水産部 中山間地域・畜産課	被害対策の助言、広域的な情報の提供
福井県農業共済組合若狭支所	農作物被害の把握、被害の情報提供
林野庁近畿中国森林管理局 福井森林管理署	被害対策の助言、広域的な情報の提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>[嶺南6市町共通]</p> <p>鳥獣被害対策実施隊は、嶺南6市町いずれも平成23年度に設置し、一部の市町を除き、民間からの隊員については地元猟友会支部への加入を条件に設置している。今後は、民間隊員においても、捕獲にとどまらず、防護、生息地管理等の被害対策に関する業務に従事することも検討する。</p> <p>また、森林組合職員に対し、捕獲体制強化に向けた取組を実施する。</p> <p>[各市町個別事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敦賀市…市職員4名で実施隊を設置。敦賀市有害鳥獣捕獲隊37名と連携をとり、侵入防止柵の設置指導や鳥獣被害パトロール、専門的な助言、捕獲を行う。</li> <li>・ 小浜市…市職員4名と猟友会より3名で実施隊を設置。鳥獣被害のパトロールや専門的な助言、緊急捕獲を行う。</li> <li>・ 美浜町…町職員若干名と有害鳥獣捕獲隊46名の中から経験豊富な第一種銃猟免許所持者で実施隊を編成し、専門的な助言、有害鳥獣捕獲等を行う。</li> <li>・ 高浜町…町職員若干名と民間隊員25名で実施隊を設置する。</li> <li>・ おおい町…おおい町猟友会38名と町職員7名程度で実施隊を設置。農家への侵入防止柵の設置指導や鳥獣被害のパトロール、専門的な助言、緊急捕獲を行う。</li> <li>・ 若狭町…町職員若干名と若狭町有害鳥獣捕獲隊より設置する。</li> </ul>
--

#### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・ 鳥獣被害対策は、各市町内にはとどまらず、広域的な連携により対策を講ずることが重要となる。
- ・ 今後も、嶺南地域有害鳥獣対策協議会を活用し、各市町での被害状況と対策状況について情報共有し、効果的な被害対策の実施に結び付ける。

#### 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・ 有害鳥獣捕獲が効果的かつ効率的に実施できるよう、県等関係機関と協力して、科学的なデータの集積及び分析を行う。
- ・ 被害防除に関しても、効果的に防除ができるよう、県等関係機関や住民と協力して、データの収集及び分析を行う。